

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定（昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号）新旧対照表

(新)

- 一 略
- 二 条例第五条第九号の区間  
別表に掲げる区間
- 三 条例第五条第十号の区域  
別表に掲げる区域
- 四 から五まで 略
- 六 条例第七条第五号の区間  
別表に掲げる区間
- 七 条例第七条第六号の区域  
別表に掲げる区域

別表

- 一 道路 ※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、左記の区域から除外する。

番号	路線名	禁止地域等			許可地域等		
		禁止区間 (条例第五条第九号の区間)		禁止区域 (第五条第十号の区域)	許可区間 (第七条第五号の区間)		許可区域 (第七条第六号の区域)
		始点	終点		始点	終点	
1から8まで	略	略	略	略	略	略	略。
9	一般国道二百四十八号	略	略		略	略	略 美濃加茂市・関市 市内の一 路上記区間の 路線の両側

(旧)

- 一 略
- 二 条例第五条第九号の区間  
別表に掲げる区間
- 三 条例第五条第十号の区域  
別表に掲げる区域
- 四 から五まで 略
- 六 条例第七条第五号の区間  
別表に掲げる区間
- 七 条例第七条第六号の区域  
別表に掲げる区域

別表

- 一 道路 ※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、左記の区域から除外する。

番号	路線名	禁止地域等			許可地域等		
		禁止区間 (条例第五条第九号の区間)		禁止区域 (第五条第十号の区域)	許可区間 (第七条第五号の区間)		許可区域 (第七条第六号の区域)
		始点	終点		始点	終点	
1から2まで	略	略	略	略	略	略	略
9	一般国道二百四十八号	略	略	略	略	略	略 関市大字 平和通地 名 関市小屋 名 市内の一 路上記区間の 路線の両側

二 略

4 5から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
4 0	県道関 記念公 園線	関市地 内の県 道の交 点	関市地 内の終 点				上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域		
3 9から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1 8	一般国 道四百 十八号				関市平和 通地内の 県道関本 線との交 点	関市旭ヶ 丘地内の 県道関金 山線との 交点	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域		
1 7から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1 0	略	略	略	略	略	略	略	略	略
							一般国道百 五十六号 との交点		千メートル 以内の区域

二 略

4 5から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
4 0	県道関 記念公 園線	関市地 内の一 般国道 二百四 十八号 との交 点	関市地 内の終 点				上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域		
5 9から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1 8	一般国 道四百 十八号				関市平和 通地内の 一般国道 二百四十 八号との 交点	関市旭ヶ 丘地内の 県道関金 山線との 交点	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域		
1 7から まで	略	略	略	略	略	略	略	略	略
1 0	略	略	略	略	略	略	略	略	略
							内の一般 国道四百 十八号と の交点		一般国道 百五十六 号との交 点 千メートル 以内の区域